

参 考 资 料

参考資料1 用語解説

【あ行】

○ 空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定める基本指針に即して、区市町村がその区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために作成することができる計画。

○ アスベスト

石綿のことで天然の鉱物繊維。その特性上建築資材に適していたが、有害性が指摘され全面的に禁止されている。現在、老朽住宅等のアスベストによる健康被害が社会問題化している。

○ 新たな防火規制

東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定に基づく防火規制。建物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域について指定し、建物の耐火性能を強化する規制。

○ あんしん居住制度

利用者(高齢者等)の費用負担により、見守りサービス(緊急時対応サービス、24時間電話相談)や、万一の場合における葬儀の実施、残存家財の片付けを行う、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している制度。

○ 一時滞在施設

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などが、帰宅が可能となるまでの間、一時的に受け入れるための施設。区民ホールや地域センターなど。

○ 雨水流出抑制

地表に降った雨水が短時間で一挙に下水道管や河川に流れ込むのを防ぎ、河川や下水道への負担を軽減すること。

○ NPO

Non-Profit Organization の略。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織のこと。

○ 延焼遮断帯

地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。

○ オープンスペース

公園・広場・道路・河川・樹林地・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建物間の空地などをさす。

○ 温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化問題が生じている。気候変動枠組条約で削減の対象となっているのは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど7種類ある。

【か行】

○ 街区再編まちづくり制度（東京のしゃれた街並みづくり推進条例）

個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みづくりを進め、東京の魅力の向上に資するための制度。この条例により、①街区再編まちづくり制度、②街並み景観づくり制度、③まちづくり団体の登録制度が整備された。

○ 旧耐震基準

昭和56（1981）年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。

○ 共同化

複数の権利者が建物を一体的に整備・利用すること。

○ 区営住宅

公営住宅法に基づく住宅、または同法施行令に定める基準の範囲の収入のある者に対して区が設置し、管理運営する住宅。新宿区の区営住宅には、区が建設した住宅及び東京都から移管された住宅（所有型区営住宅）並びに借上型住宅がある。

○ 区民住宅

一定基準以上の所得があり、同居の義務教育修了前の子を扶養している子育てファミリー世帯を対象とした、区が管理運営する住宅。

○ 区立住宅

区が管理運営する住宅。用途に応じて区営住宅、区民住宅、特定住宅、事業住宅がある。

○ 景観形成ガイドライン

新宿区景観まちづくり条例第9条に基づき、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成を推進するため、新宿区景観まちづくり計画に基づく指針として定めたもの。

○ 景観法

良好な景観の形成に向けた基本理念や住民・事業者・行政の責務等を規定した、景観に関する総合的な法律。

○ 景観まちづくり計画

景観法第8条に基づき、良好な景観の形成に関する計画として、景観行政団体が定めるもの。新宿区は平成21（2009）年4月に策定した。

○ 建築協定

住宅地または商店街としての環境や利便性を維持増進するなどのため、建築基準法に基づき、土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により、特定行政庁が認可した建築物に関する協定。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、代表的な出生力の指標。その値は、女性が生涯に産む平均の子ども数に相当する。

○ コレクティブハウス

個人や家族がそれぞれ独立した住居とは別に、食堂、キッチン、共用室などの共有スペースを持ち、個人のプライバシーを尊重しつつ、居住者が共同で利用・管理していく集合住宅の形態。

【さ行】

○ 細街路

幅員4m未満の狭い道路。なお、細街路の拡幅整備とは、新宿区細街路拡幅整備条例に基づき事前協議等による細街路の拡幅整備のこと。

○ 細街路拡幅整備条例

安全で快適な災害に強いまちづくりを目的として、区民等の協力のもと、細街路を拡幅整備するために必要な事項を定めた新宿区の条例。平成14（2002）年6月施行。

○ 再生可能エネルギー

太陽光や水力、風力、バイオマス、地熱などを活用したエネルギー。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない。

○ 最低居住面積水準

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基本として必要不可欠な住宅面積に関する水準

	世帯人数別の面積（例）			（単位：㎡）
	1人	2人	3人	
・2人以上：10㎡×世帯人数+10㎡（※）	25	30 【30】	40 【35】	

（【 】内は、3～5歳児が1名いる場合）

※ 3歳未満を0.25人、3歳以上6歳未満を0.5人、6歳以上10歳未満を0.75人として算定。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。世帯人数が4人を超える場合は、上記面積から5%を控除。

○ シェアハウス

一つの住宅を複数の人が共同で利用して生活する居住形態またはその賃貸住宅のこと。

○ 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、建物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。

○ 事業住宅

新宿区規則で定めるまちづくり推進事業のうち、区が実施し、または関与する事業の施行に伴い、住宅の建替えまたは除却により住宅に困窮し、または仮住宅を必要とする区民に対し設置し管理運営する住宅。

○ シックハウス症候群

建材や調度品などから発生する化学物質、カビ・ダニなどによる室内空気汚染等と、それによる健康影響の総称。

○ 住生活基本計画（全国計画）

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 15 条第 1 項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。現在の計画は平成 28（2016）年 3 月に策定され、平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度までの 10 年間の計画期間としている。

○住宅改修事業（介護保険）

要介護・要支援の認定を受けた方で、現在居住している被保険者証の住所地の住宅で、自立した日常生活を送るための支援。対象書目は、住宅改修が必要な方を対象に手すりの取付け・段差の解消・滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更・引き戸などのへの扉の取替え・洋式便器への便器の取替え等・これらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。工事前にケアマネージャーや理学療法士等へ相談のうえ、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼する。介護保険の負担割合に応じて補助限度額の 20 万円以内でかかった費用の 1 割または 2 割を利用者が負担する。

○ 住宅宿泊事業法

訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して広がりつつある民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、住宅を使った宿泊営業にかかる届出義務や年間提供日数の上限など、事業を実施する場合の一定のルールを定めている。

○ 住宅性能表示制度

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能に関する表示の適正化を図るための共通ルールを設け、消費者による住宅の性能の相互比較を可能とする制度。

○ 住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を地域的に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施。

○ 住宅における犯罪の防止に関する指針

「東京都安全安心まちづくり条例」の規定により定められる、住宅に関しての犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針。

○ 省エネルギー

限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

○ 使用承継

区立住宅の使用名義人が死亡または退去した場合において、その死亡または退去時に当該使用名義人と同居していた者が、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該区立住宅に居住すること。

○ 消防水利

消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等またはこれに類する施設。

○ 自立支援住宅等住宅改修

65歳以上で、介護保険の認定結果が『非該当』の日常生活動作に不安のある方を対象に住宅の改修を行い日常生活を支援する制度。手すりの取り付け・床段差の解消・滑り防止・扉の取り替え・便器の洋式化が対象種目であり、介護保険の負担割合に応じて補助限度額の20万円以内でかかった費用の1割または2割を利用者が負担する。

○ 新宿区基本構想

新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもので、地方自治法第2条に基づき定める、まちづくりの基本指針。

○ 新宿区実行計画

新宿区基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けて、新宿区総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるもの。実行計画には、計画的・優先的に実施する「計画事業」と、経常的に実施する「経常事業」の両方を示している。なお、第1次実行計画の計画期間を、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3か年としている。

○ 新宿区総合計画

新宿区基本構想を受けた区の最上位計画であり、新宿区基本構想に示す「めざすまちの姿」を実現するための施策の方向性。基本計画と都市マスタープランの性格もあわせ持ち、一体的な計画として策定。計画期間は平成30(2018)年度から平成39(2027)年度の10年間としている。

○ 新耐震基準

昭和56(1981)年6月1日に導入された耐震基準。この新耐震基準は、建築基準法の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震(震度5強程度)に対しては構造体を無害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震(震度6強程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

○ ストック

ある時点におけるものの総量。「住宅ストック」は、これまでに蓄積された住宅、「マンションストック」はこれまでに蓄積されたマンションを指す。

○ 生物多様性

様々な自然があり、そこに特有の個性をもつ生物がいて、それぞれの命がつながりあっており、多様性があること。現在、多くの国と地域で、自然環境の悪化に伴い、この多様性がこれまでにない早さで失われている。

○ セットバック

指定された壁面線に沿って建築物を建てたり、細街路を拡幅して空地や道路幅員を確保するために、現在の位置よりも後退して建築物等を設置すること。

○ セーフティネット

サーカスの空中ブランコや綱わたりのとき、万が一の落下に備えて張られた網を由来とする。今日の一般的なセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策をいう。

○ 総合設計制度

建築基準法に基づき、一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その計画が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限及び高さ制限を緩和する制度。

【た行】

○ 耐震化率

全建物のうち、新耐震基準（昭和 56 年基準）または、これと同等の耐震性能を有する建物の割合をいう。

○ 多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め理解しあい、ともに生きていくこと。

○ 地域危険度

東京都震災対策条例に基づき、5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を行い、公表している指標。町丁目ごとに算定される地震に対する危険性を建物、火災、避難の面から1～5

までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を示したもの。

○ 地価公示

地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が、適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を3月に公示するもので、社会・経済活動についての制度インフラとなっている。

○ 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画。

○ 地中熱

地表からおよそ地下200mの深さまでの地中にある熱のことをいい、このうち深さ10m以深の地中温度は季節に関わらずほぼ安定していて、夏は外気温より冷たく、冬は外気温より暖かい性質をもっている。地熱の一種ではあるが、太陽エネルギーによる熱である。

○ 中高層階住居専用地区

都市計画法の特別用途地区の一つで、中高層の階を「住宅以外」の用途に使用する場合に、立体的な用途規制を強化し、住宅の確保等を図る地区。区では、「新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例」の制定と「地区」を指定している。（平成8年5月31日施行）

○ 長期優良住宅

劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅。この住宅を普及させるため、平成20年に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が制定された。

○ 定期借家制度

契約で定めた賃貸借期間の満了により、契約が更新されることなく、確定的に終了することが法的に保証された借家権・借家制度。借地借家法（平成3年法律第90号）改正により、平成12年（2000）年3月から施行された。

○ 東京都住宅マスタープラン

東京都が、東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）に基づき策定し、東京都全域を対象とした住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。平成29（2017）年に改定され、現在は第6次の計画として平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間を計画期間としている。

この計画は、区市町村が地域の特性に応じた住宅マスタープランを策定する際の指針となる

ものであり、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づく住生活基本計画の都道府県計画としての性格を併せ持つ。

○ 東京都マンション再生まちづくり制度

老朽マンションの再生を含むまちづくりに取り組もうとする地区について、区市町村からのまちづくり計画の提案に基づき都が区域を指定し、区市町村と連携して、取組を積極的に進めようとするマンション管理組合や地元地権者等に対して、重点的な支援を行うもの。

○ 道路率

道路の総面積に対する全土地面積に占める割合。

○ 特定街区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、有効な空地を確保等することにより、地域の環境の向上に寄与し、また、都市の機能にふさわしい街区を形成し、市街地の整備改善を図ることを目的として、既定の容積率や建築基準法の高さ制限を適用せず、別に都市計画で建物の容積率、高さの制限、壁面の位置の制限を都市計画として定める制度。

○ 特定住宅

設置から 20 年が経過した区民住宅を、引き続き 15 年の期間に限り提供しているもので、一定基準以上の所得があり、同居の 20 歳未満の子を扶養している子育てファミリー世帯向け住宅のこと。

○ 都市開発諸制度

公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度。都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の 4 制度の総称

○ 都心共同住宅供給事業

居住に関する機能が低下している大都市の都心地域における住宅供給を推進するため、平成 7（1995）年の「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（大都市法）」の改正により創設された制度。一定の要件を満たす良質な中高層共同住宅の建設を行なう事業について、東京都知事が認定し、国及び地方公共団体がその事業費の一部を助成するとともに、建設された住宅の管理、処分の適正化を図るもの。

○ 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。

【は行】

○ バリアフリー

障害者や高齢者にとって、移動の妨げとなる駅や道路の段差などの障害（バリア）や、日常生活の妨げとなる制度や人のところなどの障害（バリア）をなくすこと。

○ バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。高齢者、障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための措置などを定めたもの。

○ パリ協定

京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルール。平成27(2015)年12月に採択、平成28(2016)年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることが目標。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。

○ ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外よりも高くなる現象。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。

○ 不燃化推進特定整備事業

東京都が策定した「木密地域不燃化10年プロジェクト」の取組みの一環として、木造住宅密集地域のうち、特に改善を必要としている地区について不燃化を推進し、東京を「燃え広がらない・燃えないまち」にすることを目的として事業。

○ 不燃化率

全建築面積に対する、耐火造建物及び準耐火造建物の建築面積の合計割合。

○ 防災街区整備事業

密集市街地において延焼防止機能や避難機能の確保と土地の健全な利用を図る事業。防災街区整備地区計画等のうち一定の制限が定められた区域を対象として、建物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建物を除却し、防災性能を備えた建物及び公共施設の整備を行う事業。

【ま行】

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律

マンションにおける良好な居住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図ることで、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、マンション建替事業等について定めた法律であり、平成14年施行。平成26年12月の改正により、マンション敷地売却制度と容積率の緩和特例が創設され、耐震性が不足しているマンションの再生の選択肢が広がった。

○ 未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称。

○ 無電柱化

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電線を地下に埋設することなどにより、電柱または電線の道路上への設置を抑えたり、道路上の電柱または電線を撤去したりすること。

○ 木造住宅密集地域

木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、道路や公園などの公共施設等の整備が十分でないため、住環境の改善が必要な地域。

【や行】

○ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、誰もが利用できるよう生活、環境その他の環境を作りあげること。

○ 誘導居住面積水準

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

	世帯人数別の面積（例）			
	（単位：㎡）			
	1人	2人	3人	4人
一般型誘導居住面積水準 （2人以上の世帯25㎡×世帯人数+25㎡）	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】
都市型誘導居住面積水準 （2人以上の世帯20㎡×世帯人数+15㎡）	40	55 【55】	75 【65】	95 【85】

（【 】内は、3～5歳児が1名いる場合）

注）3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

○ 容積率

敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合。

【ら行】

○ ライフスタイル

個人の生き方や生活様式。

○ ライフステージ

人間の一生を段階区分したもの。通常は幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分けられる。また、家族についていえば、家族形成期、家族成長期、家族成熟期など、家族構成の変化に応じた区分がなされる。

○ リバースモーゲージ

高齢者が住宅など自己の所有する資産を担保に金融機関から資金の融資を受け、利用者が死亡した時点などに、その担保不動産を処分して精算するしくみ。現金収入の少ない高齢者などに生活資金を供給する方法として欧米から普及してきた。特に高齢者が自宅を売却ないし賃貸に出し、自らは高齢者住宅などに住み替える際にリバースモーゲージを設定する場合を「住み替え型リバースモーゲージ」という。

【わ行】

○ ワンルーム形式の住戸

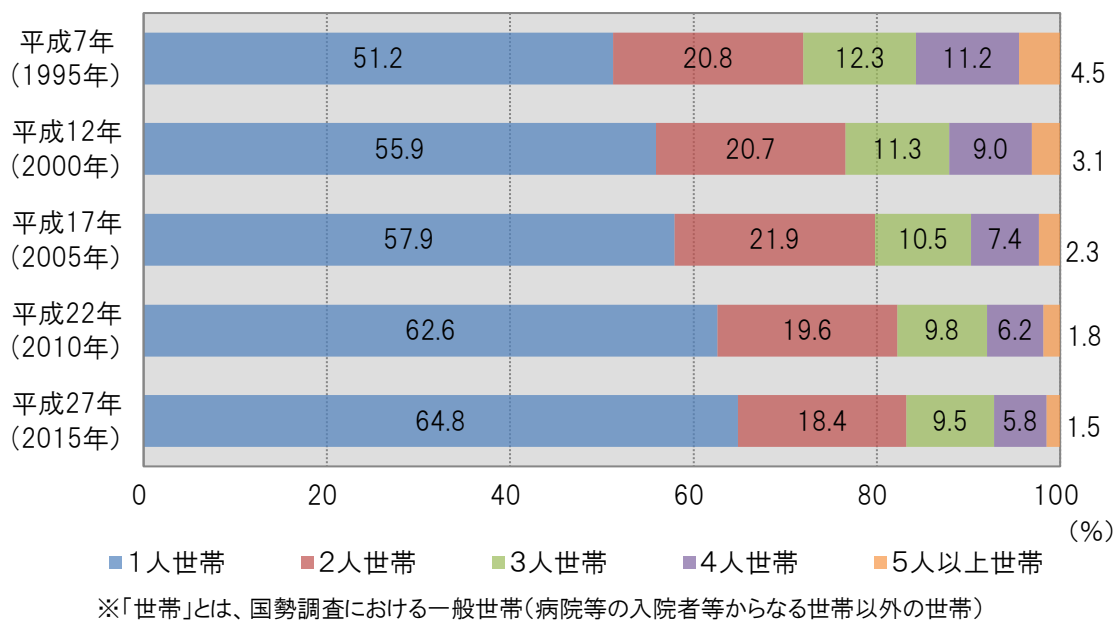
専有面積（ベランダ、バルコニー等の面積を除く）が 30 ㎡未満の住戸

○ ワンルームマンション

平成 16（2004）年 4 月に施行した「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」では、専用面積（ベランダ、バルコニー等の面積を除く。）が 29 ㎡未満の住戸（寮及び寄宿舍の住室を含む。）を「ワンルーム形式の住戸」とし、その中で、地階を除く階数が 3 以上の共同住宅、寮及び寄宿舍で、ワンルーム形式の住戸を 10 戸以上有するものを「ワンルームマンション」としている。

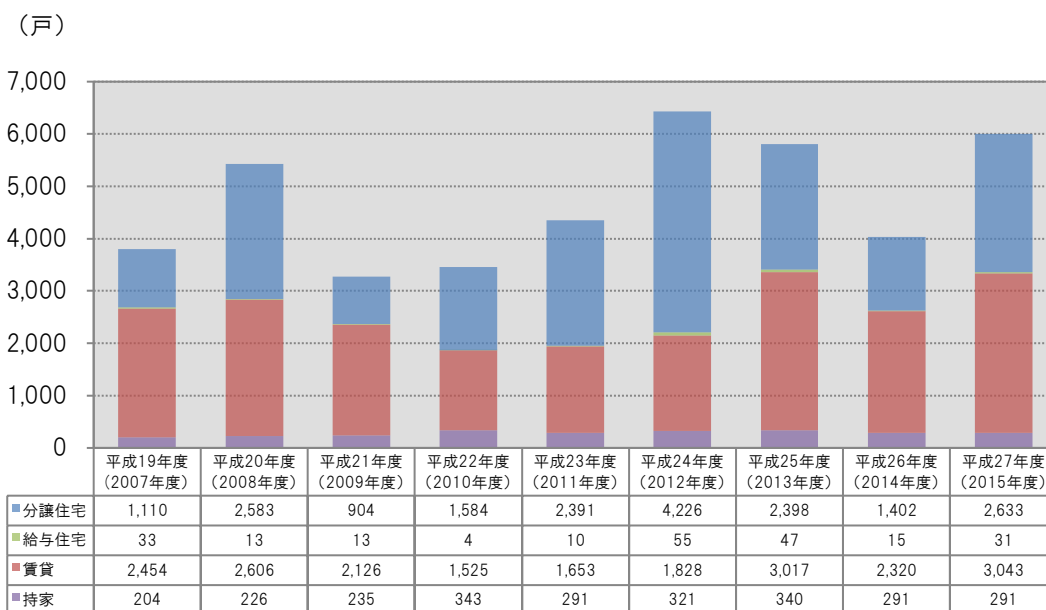
参考資料2 関連データ

1 世帯人員別世帯数の推移（新宿区）



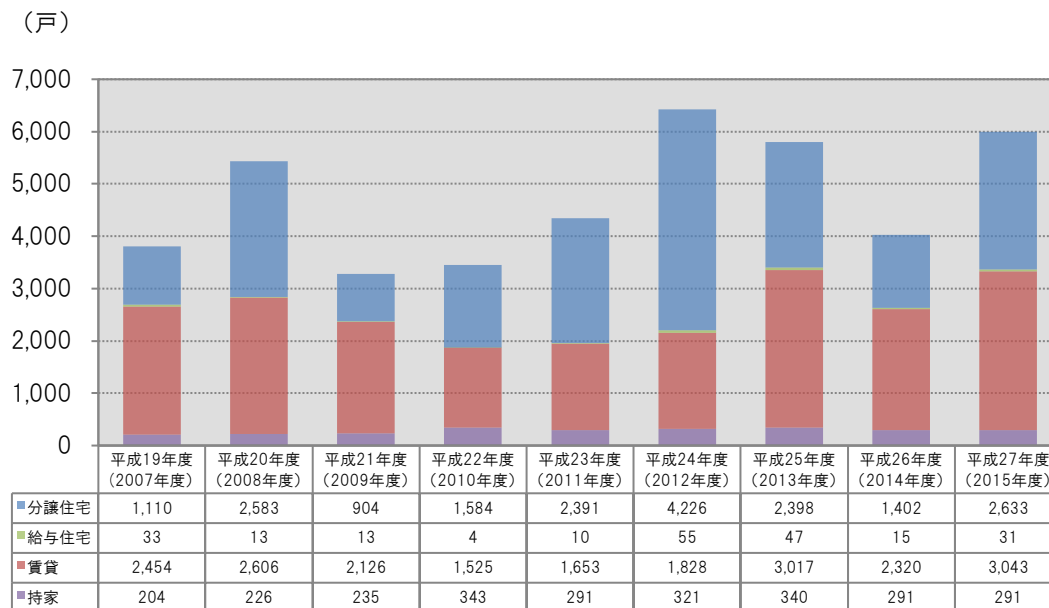
【出典：平成7（1995）年～平成27（2015）年国勢調査（総務省統計局）】

2 新設住宅着工戸数の推移（新宿区）



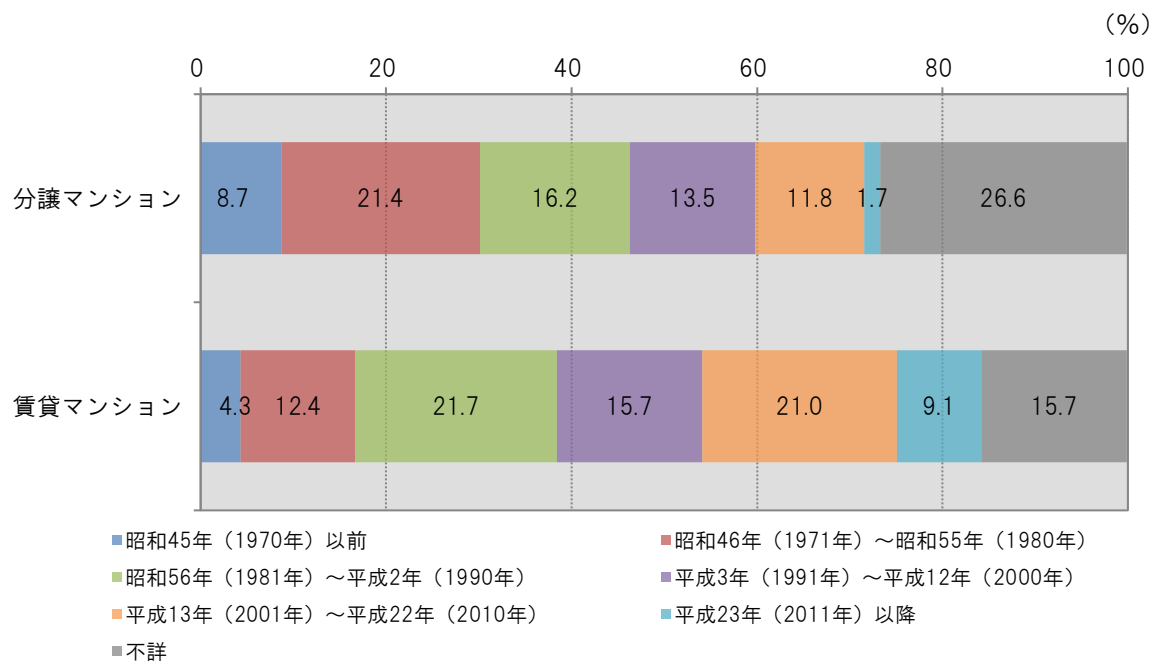
【出典：平成19（2007）年～平成27（2015）年 東京都建築統計年報】

3 新設住宅の平均床面積の推移（新宿区）



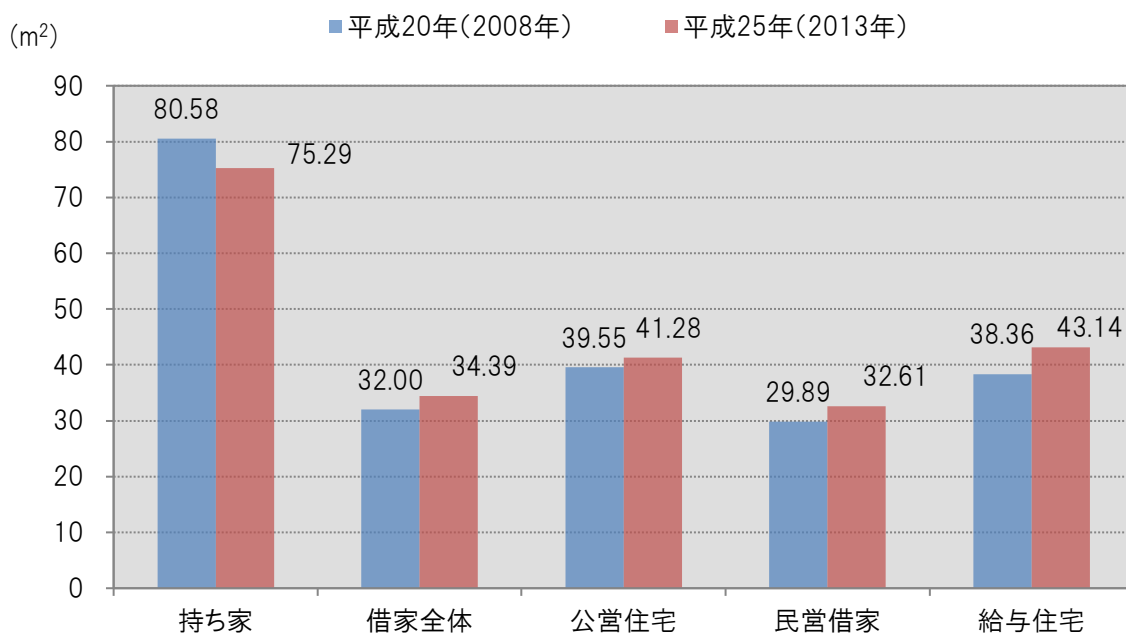
【出典：平成 19（2007 年）～平成 27（2015）年 東京都建築統計年報】

4 新築年別分譲マンション及び賃貸マンションの割合（新宿区）



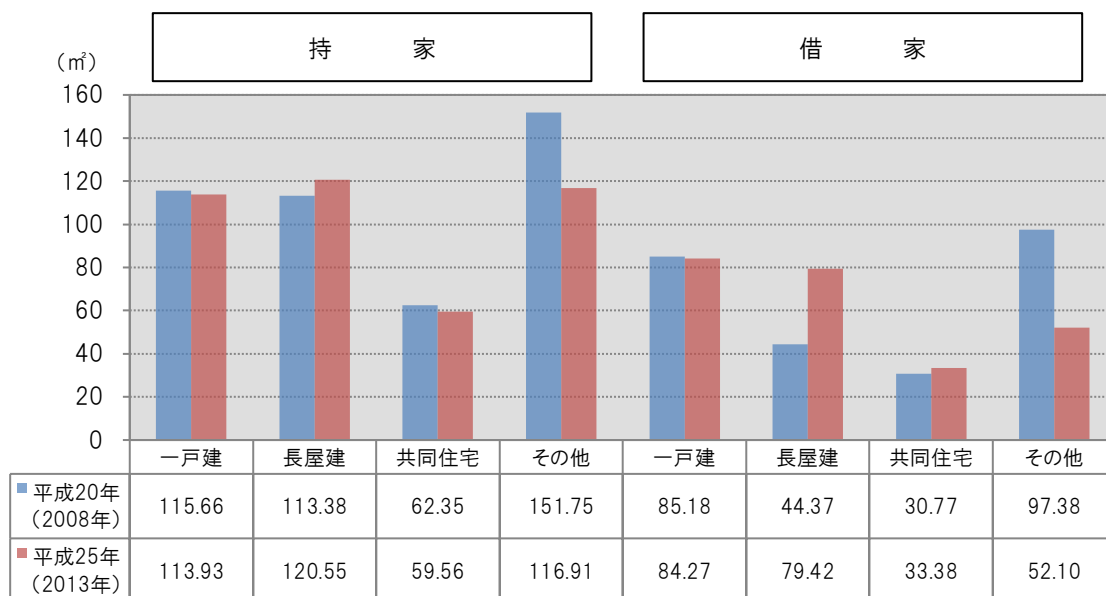
【出典：平成 28（2016）年 新宿区分譲マンション実態調査】

5 所有の型別、一住宅当たり延べ面積の推移（新宿区）



【出典：平成20（2008）年・平成25（2013）年 住宅・土地統計調査（総務省統計局）】

6 建て方別、一住宅当たり延べ面積（新宿区）



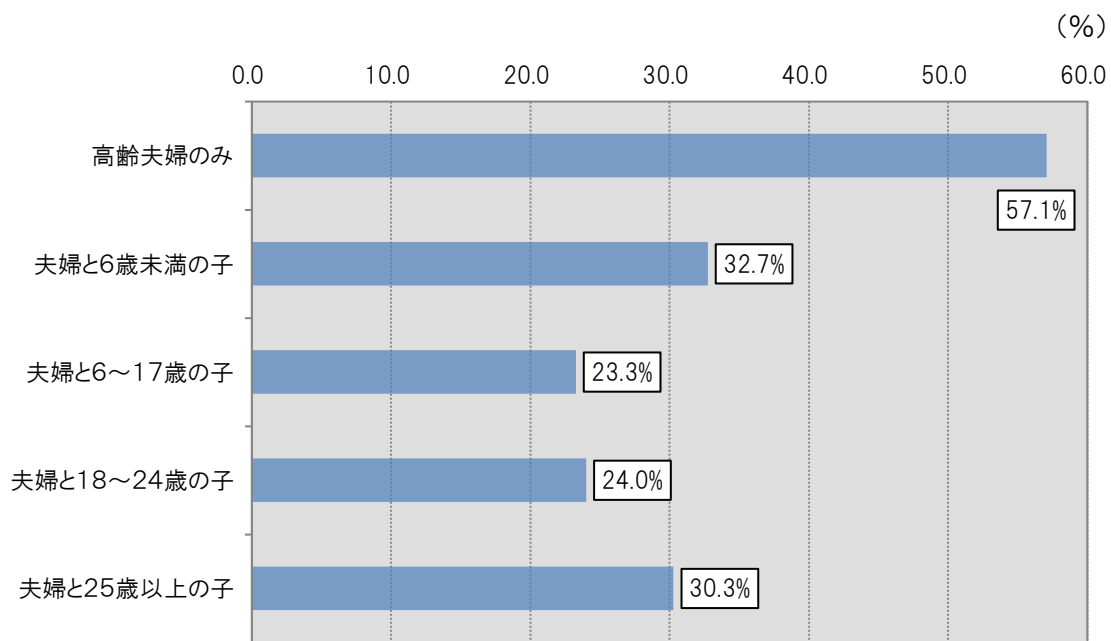
【出典：平成20（2008）年・平成25（2013）年 住宅・土地統計調査（総務省土地統計局）】

7 ワンルームマンション※条例の適用を受けて建築の届出があった住戸の内訳（新宿区）

年度 (平成)	住戸数					高齢者 向け 住戸
	29㎡未満 (ワンルーム 形式)	39㎡以上 (家族向け)	寄宿舍等	29㎡以上 39㎡未満	総住戸数	
平成26年度 (2014年度)	1541戸	381戸	25戸	162戸	2,109戸	229戸
平成27年度 (2015年度)	942戸	142戸	71戸	39戸	1,194戸	126戸
平成28年度 (2016年度)	1386戸	242戸	31戸	144戸	1,803戸	179戸

【出典：新宿区都市計画部】

8 世帯の型別 誘導居住面積水準※以上の世帯の割合（新宿区）

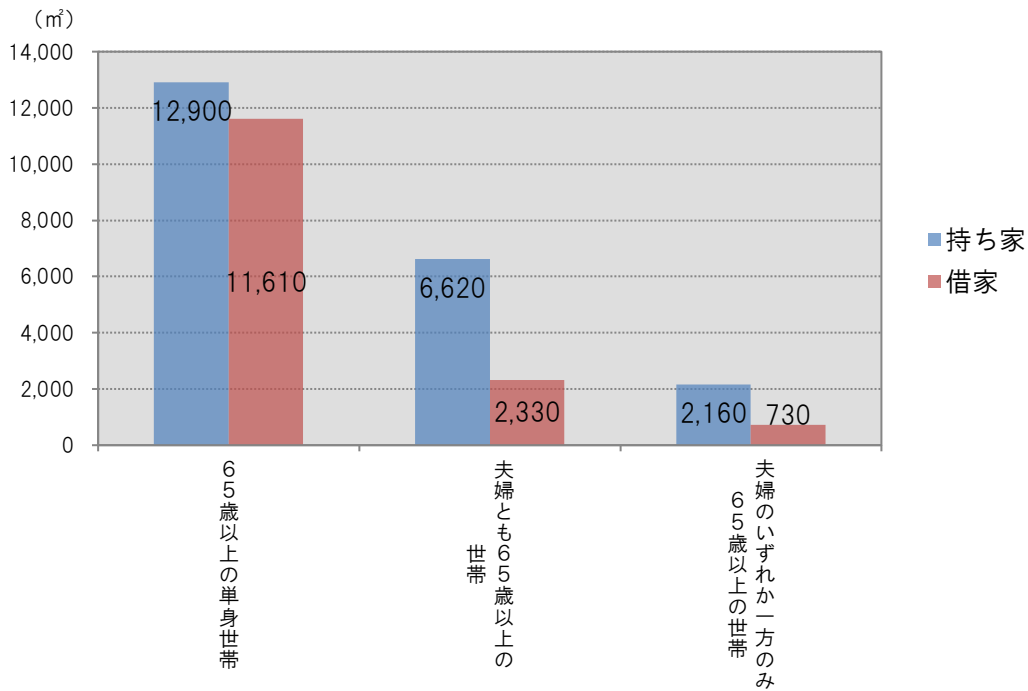
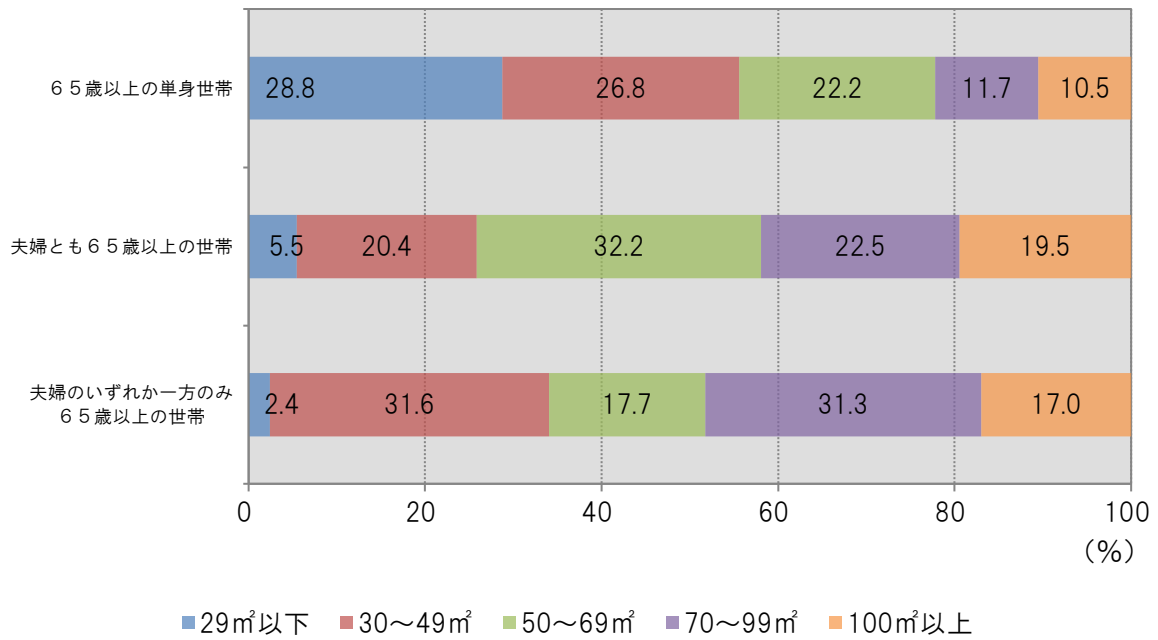


※ 子が2人以上の場合は、年長者の年齢によって区分しています。

※ 高齢夫婦とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯をいいます。

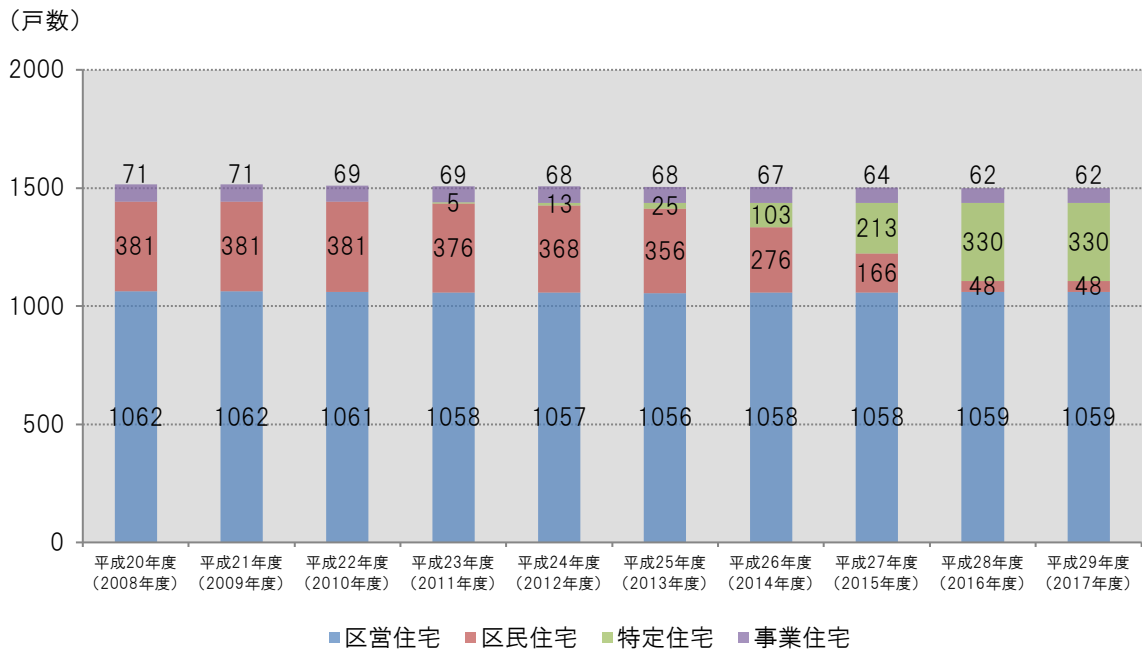
【出典：平成25（2013）年 住宅・土地統計調査（総務省土地統計局）】

9 高齢者がいる世帯の型別内訳及び住宅規模の割合（新宿区）



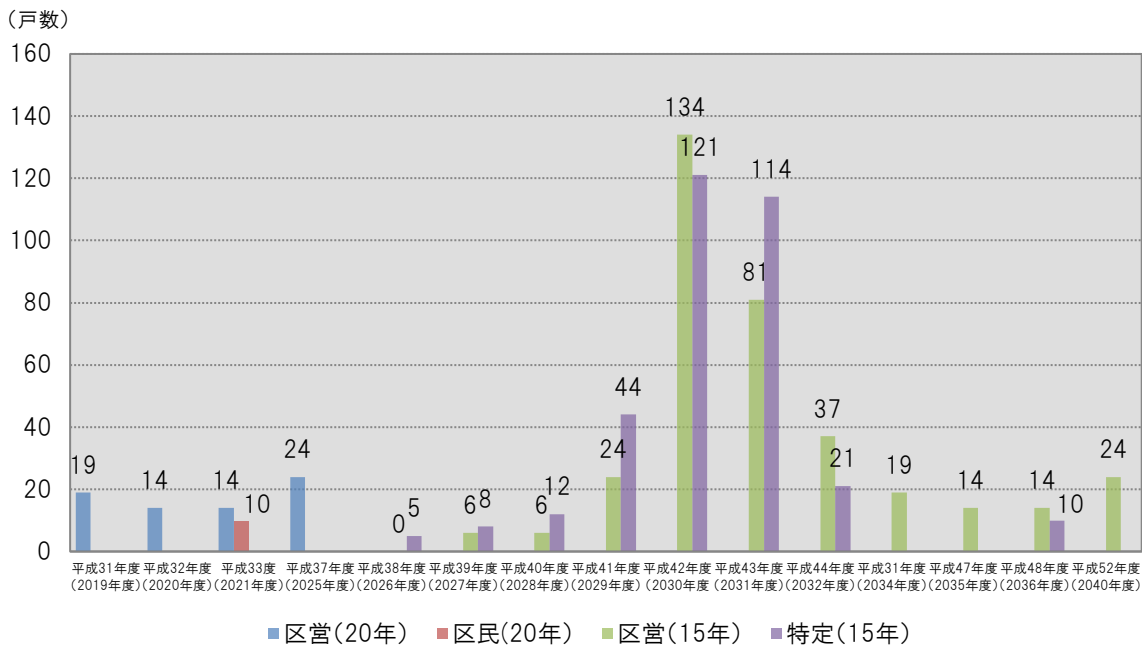
【出典：平成 25（2013）年 住宅・土地統計調査（総務省土地統計局）】

10 区立住宅*ストック*数の推移（各年度末の管理戸数・新宿区）



【出典：新宿区都市計画部】

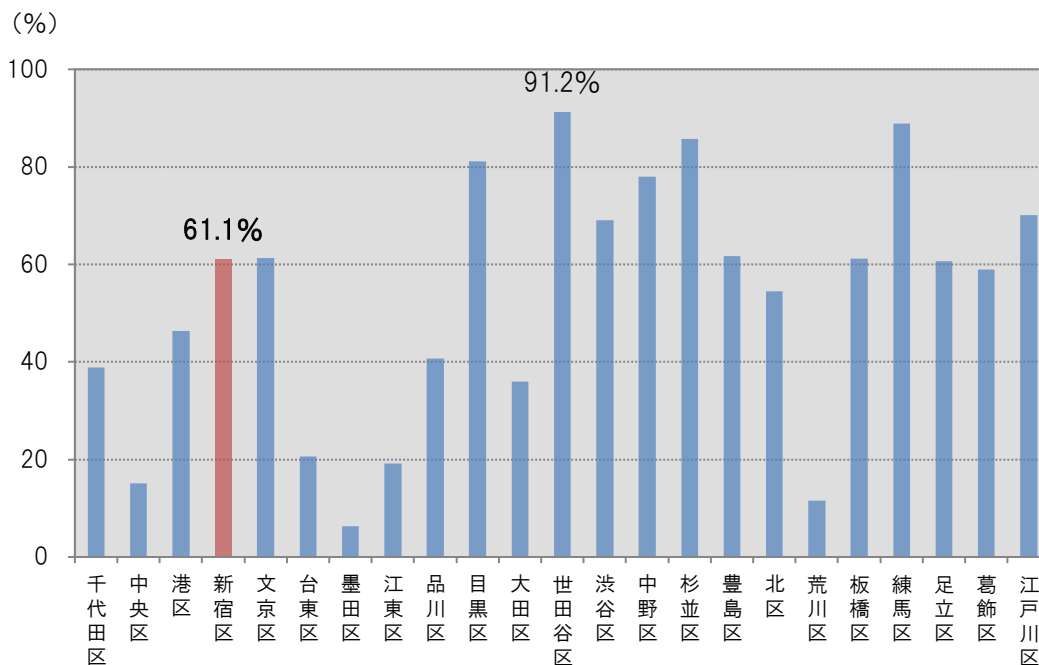
11 所有者との借上げ契約期間（15年及び20年）が満了する区立住宅戸数（新宿区）



【出典：新宿区都市計画部】

12 用途地域指定面積のうち住居系用途地域指定面積の割合

(平成 28 年 4 月 1 日現在・特別区)

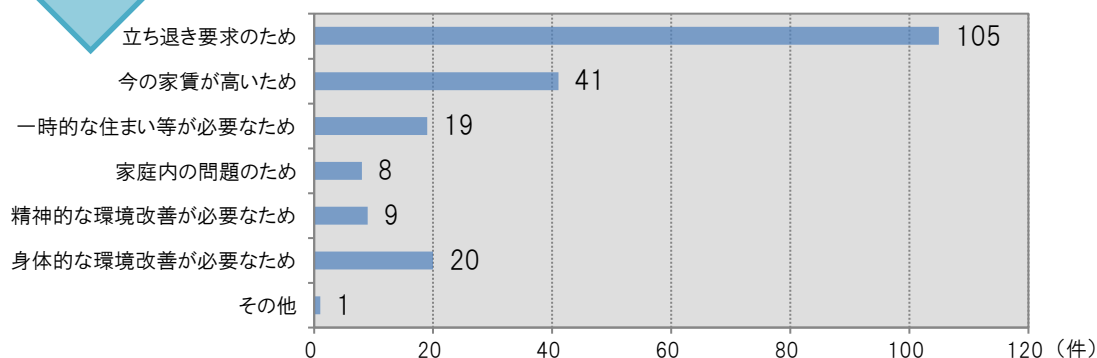


【出典：平成 28（2016）年版 特別区の統計】

13 住宅相談における世帯類型別相談件数及び高齢者世帯の相談理由

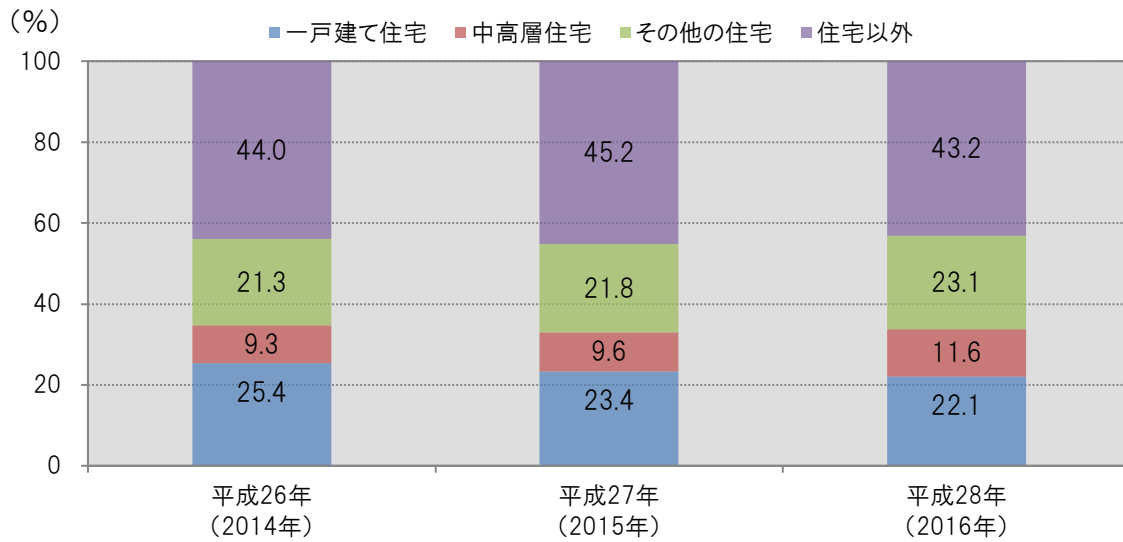
(平成 28 年度 (2016 年度) 新宿区)

世帯類型	相談件数	割合
高齢者 65 歳以上	186 件	60.79%
障害者	33 件	10.78%
(うち高齢者 65 歳以上)	(13 件)	(4.2%)
ひとり親世帯	6 件	1.96%
その他	81 件	26.47%



【出典：新宿区都市計画部】

14 住宅の建て方別 侵入窃盗認知件数の割合（警視庁管内）

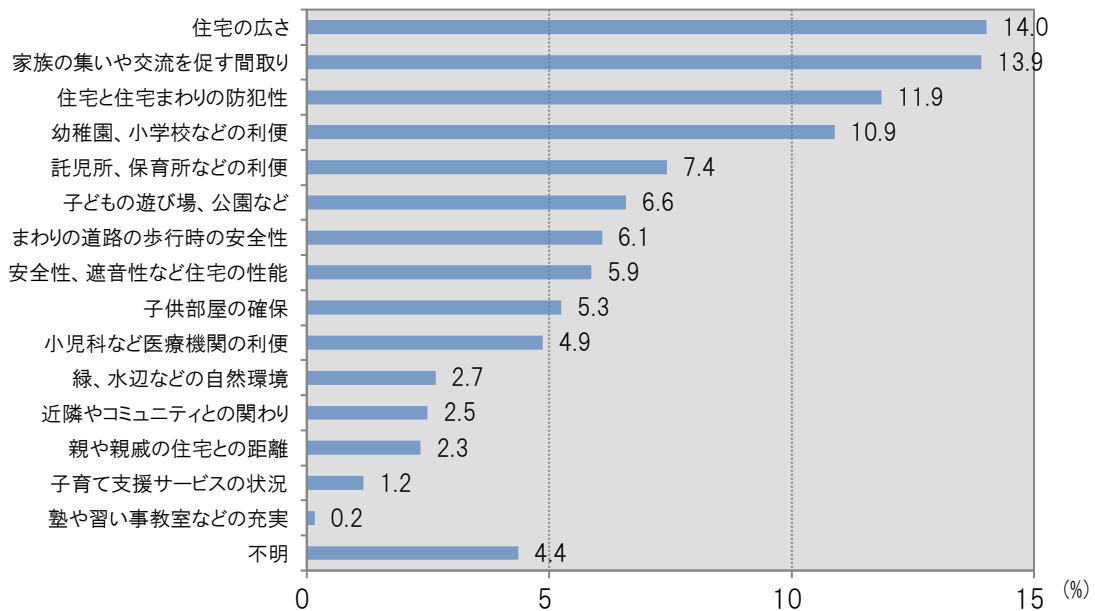


※「中高層住宅」は、4階建て以上の住宅

※「その他の住宅」は、「一戸建て住宅」「中高層住宅」以外の住宅で、3階建て以下の共同住宅、テラスハウス等

【出典：平成26（2014）年～平成28（2016）年 警視庁の統計】

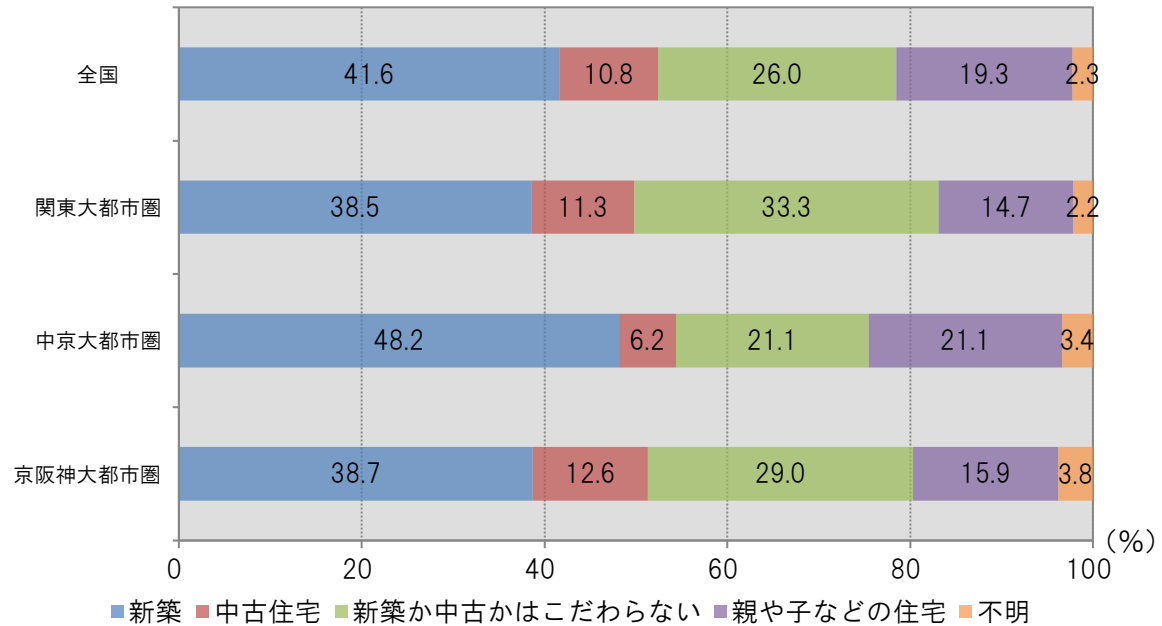
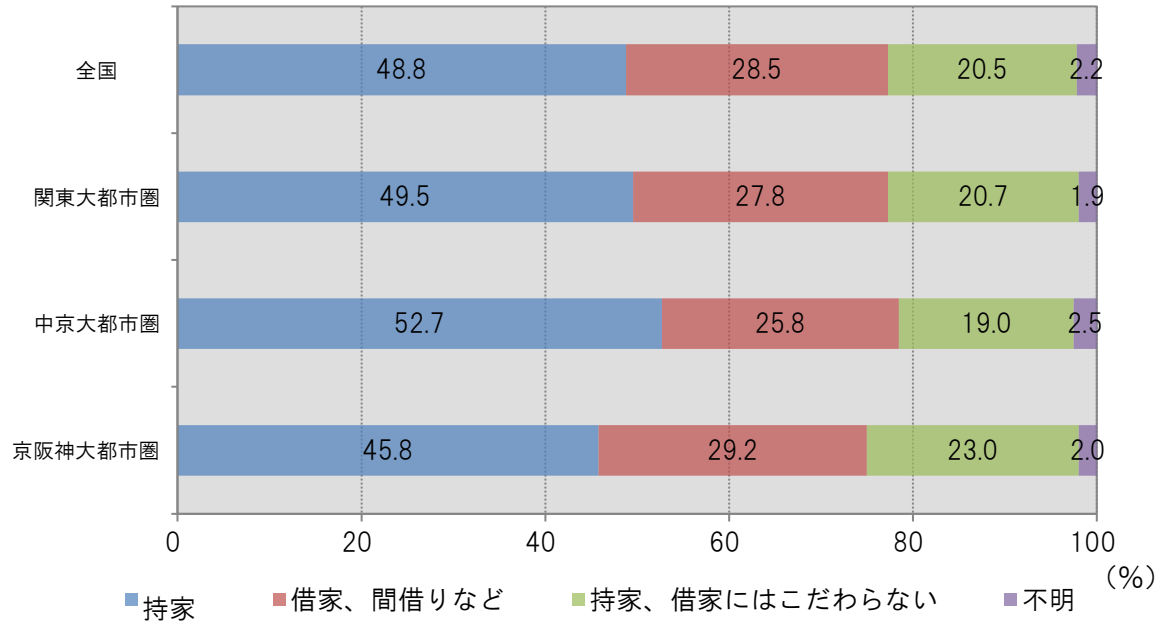
15 子育てにおいて住宅・住環境で重視する要素（全国）



【出典：平成25（2013）年 住生活総合調査（国土交通省）】

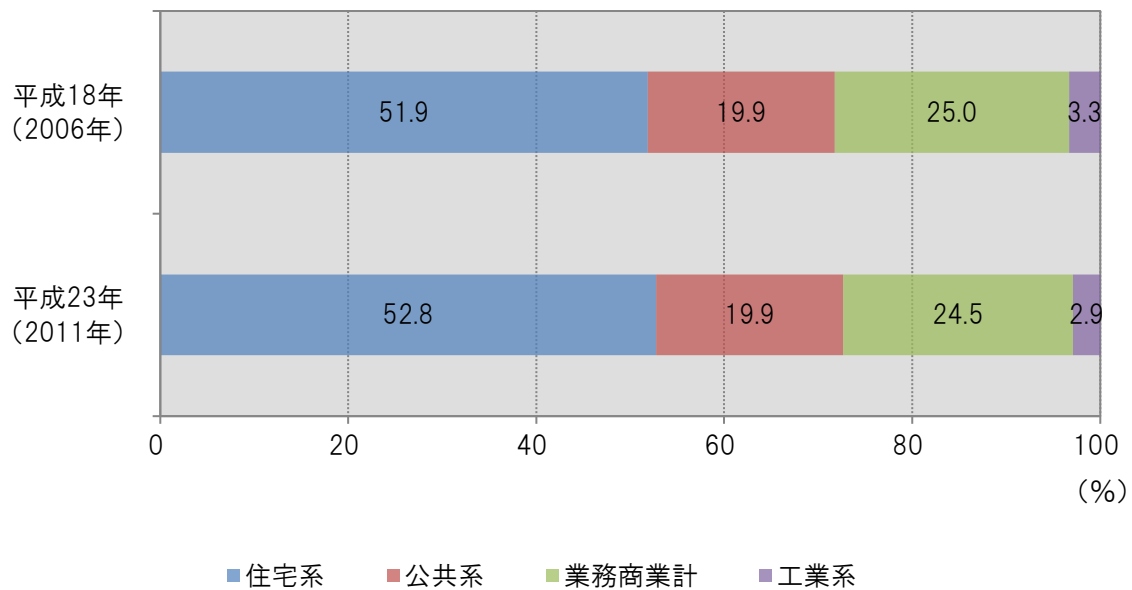
16 住まいに対する意向（全国ほか）

※ 今後、住み替えると仮定した場合の意向（持ち家・借家等の別及び新築・中古住宅の別）



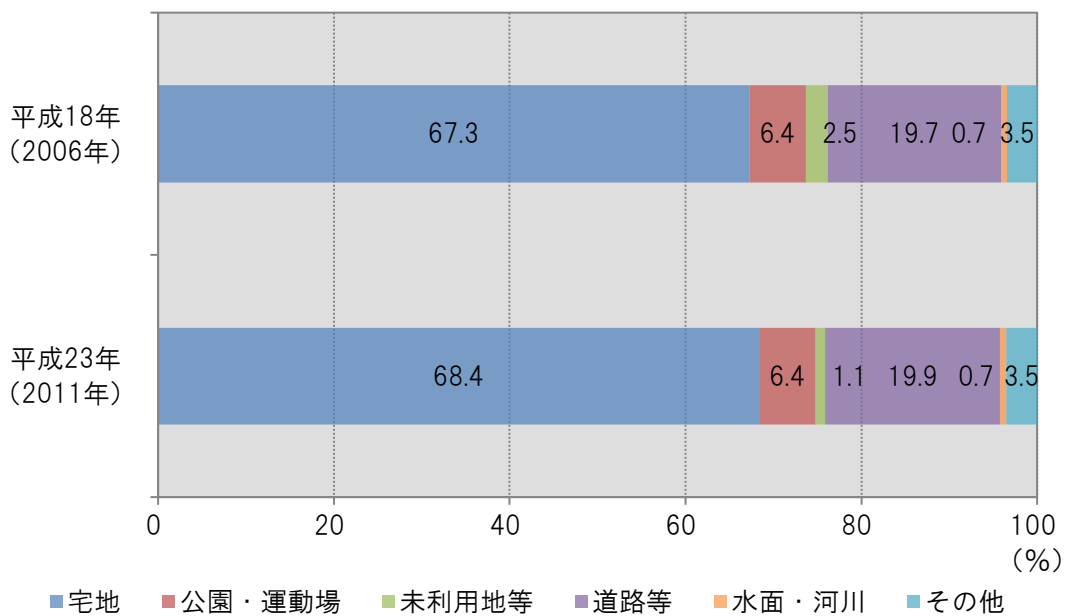
【出典：国土交通省 平成 25 年 住生活総合調査（国土交通省）】

17 土地利用の動向（新宿区）



【平成 18（2006）年・平成 23（2011）年 土地利用現況調査（東京都）】

18 建物利用の動向（新宿区）



【平成 18（2006）年・平成 23（2011）年 土地利用現況調査（東京都）】

参考資料3 新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例

- 第1章 総則(第1条―第6条)
 - 第2章 住宅計画と土地利用等(第7条―第9条)
 - 第3章 住宅の整備(第10条・第11条)
 - 第4章 居住者支援等(第12条―第17条)
 - 第5章 住環境形成とまちづくり(第18条―第21条)
 - 第6章 事業者への要請(第22条―第26条)
 - 第7章 審議会(第27条・第28条)
 - 第8章 雑則(第29条・第30条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)の住宅政策について基本的な事項を定めることにより、区民が安心して住み続けられる条件を確保するとともに、健康で文化的な住生活の維持及び向上を図ることを目的とする。

(住生活の基準)

第2条 良好な住宅及び快適な住環境は、区民生活を営むための基礎的な条件であり、すべての区民は健康で文化的な住生活を営む権利を有する。

2 区は、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを進める中で、区民が安心して快適に住むことができる条件の確保に努めることを住宅政策の基本とする。

3 区は、前2項の基本理念の達成に向け、土地基本法(平成元年法律第84号)その他の住宅及び住環境に関する法令を踏まえ、区民及び事業者(以下「区民等」という。)と一体となって、国及び東京都の協力を求めつつ、その実現に努めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (2) 事業者 開発事業を行おうとする者及び行う者をいう。
- (3) 開発事業 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に定める開発行為及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に定める建築をいう。

(区長の責務)

第4条 区長は、住宅及び住環境に関し、必要な調査を行うとともに基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 区長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、区民等の理解と協力を求めるとともに、住宅及び住環境に関する情報を積極的に区民等に提供しなければならない。
- 3 区長は、第 1 項の施策の策定及び実施に当たっては、必要に応じ、国、東京都及び関係機関の理解と協力を求め、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第 5 条** 事業者は、住み良い住宅の供給、維持及び良好な住環境の形成に努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

- 第 6 条** 区民は、住み良い住宅及び良好な住環境の維持、改善に努めるものとする。

第 2 章 住宅計画と土地利用等

(住宅計画の策定)

- 第 7 条** 区長は、住宅及び住環境に関する基本的かつ総合的な計画を策定するものとする。
- 2 区長は、前項の計画を策定したときは、公告するとともに区の広報紙への登載その他適切な方法により区民等に周知しなければならない。
 - 3 区長は、第 1 項の基本計画に基づき短期的又は中期的な住宅に関する計画を策定するものとする。

(まちづくり施策と一体性等)

- 第 8 条** 区長は、住み良い住宅及び良好な住環境を確保するため、住宅施策とまちづくり施策とを一体的に推進するよう努めなければならない。
- 2 区長は、住み良い住宅を確保するため、地域の特性に応じた土地の有効利用等必要な措置を講じるものとする。

(住宅水準)

- 第 9 条** 区長は、区内における適切な住宅として備えるべき規模、構造、設備その他必要な事項に関する水準(以下「住宅水準」という。)を新宿区住宅まちづくり審議会の意見を聴いて定めるものとする。
- 2 区長は、区立住宅及び区営住宅を建築するときは、住宅水準に適合する住宅を建築しなければならない。
 - 3 区民等は、住宅を建築しようとするとき、住宅水準に適合する住宅を建築するよう努めるものとする。

第 3 章 住宅の整備

(公共住宅等の整備)

第 10 条 区長は、区民生活の安定と福祉の増進に寄与するため、区立住宅及び区営住宅の整備を積極的に推進するとともに、関係機関に公共住宅及び公共的住宅の整備を積極的に働きかけなければならない。

2 前項の住宅の整備に際し、区長は、地域住民の意向の把握に努め、高齢者、身体障害者等の福祉の充実を図るため、福祉的住宅の整備の促進に十分配慮しなければならない。

(融資あっせん等)

第 11 条 区長は、区民等が住み良い住宅を建築し、購入し、及び修繕することができるよう、これらに要する資金のあっせんを行う等適切な施策を推進しなければならない。

第 4 章 居住者支援等

(定住の促進)

第 12 条 区長は、区民が引き続き区内に住み続けられるよう、また新たに区民として居住できるよう、定住の促進のための施策の展開に努めなければならない。

(適正な家賃)

第 13 条 区長は、区民の定住を促進するため区の設置する公的住宅の家賃を適正にするよう努めなければならない。

(居住差別の解消)

第 14 条 区長は、高齢、障害、乳幼児、児童、国籍等による居住の差別を解消するよう努めるものとする。

(家賃補助)

第 15 条 区長は、区内の住宅の賃借人のうち特に援助を必要とする者に対し、区の施策に基づいて家賃の一部を補助することができる。

(住宅用途の維持)

第 16 条 区長は、住宅として建築された建築物及び現に住宅として使用されている建築物について、引き続き住宅としての用途を維持するよう、所有者に対して指導及び助言をすることができる。

(民間住宅に係る相談等)

第 17 条 区長は、民間住宅の供給、維持及び保全を図るため、住宅に係る相談、指導等必要な措置を講じるものとする。

第 5 章 住環境形成とまちづくり

(まちづくりの推進)

第 18 条 区長及び区民等は、住み良い住宅及び良好な住環境を確保するため、生活環境の改善、歴史的環境の保全に配慮し、定住人口の維持を図るとともに、まちづくり推進地区を指定し、積極的に進めるものとする。

(公共公益施設の整備)

第 19 条 区長は、良好な住環境となるよう公共公益施設の整備の促進に努めなければならない。

2 前項の公共公益施設の整備に際し、区長は、事業者等に公正、適切な負担を求めることができる。

(まちづくり住民組織)

第 20 条 区民等は、地域のまちづくりに関する自主的な研究及び討議のための組織(以下「まちづくり研究会」という。)をつくることができる。

2 区長は、地域のまちづくりについて区と区民等が協議をするための組織(以下「まちづくり協議会」という。)を設置することができる。

3 前 2 項の組織は、地域のまちづくり方針及び良好な住環境を形成するための整備計画を策定し、区長に提案することができる。

(まちづくり団体に対する助成)

第 21 条 区長は、前条第 1 項及び第 2 項の組織その他のまちづくりを目的として結成された団体に対し、区の施策に基づいて、その活動に要する経費の補助その他必要な助成を行うことができる。

第 6 章 事業者への要請

(開発事業における住環境の維持増進)

第 22 条 事業者は、開発事業を行うに際し、開発区域及び周辺区域の住環境の保全、商店街としての利便性の維持増進等地域のまちづくりに協力するよう努めなければならない。

(事業者への要請)

第 23 条 区長は、事業者に対して、良好な住宅の確保及び快適な住環境の形成のために、適切な負担を求めることができる。

(事前協議)

第 24 条 区長は、事業者に対して、あらかじめ、前 2 条の規定に基づき必要と認める事項について協議することを求めることができる。

(指導及び助言)

第 25 条 区長は、前条の規定に基づき必要があると認めるときは、事業者に対して、指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第 26 条 区長は、区民等がこの条例の規定に基づく区長の求め又は指導若しくは助言に応じないときは、これらに応じるように区民等に勧告し、公表することができる。

第 7 章 審議会

(審議会の設置)

第 27 条 区の住宅政策に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、新宿区住宅まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

- (1) 第 9 条第 1 項に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、住宅政策に関する重要事項

(審議会の組織)

第 28 条 審議会は、18 人以下の委員で組織する。

2 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、住宅政策について学識経験を有する者、区民及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

第 8 章 雑 則

(組織の整備)

第 29 条 区長は、住み良い住宅の供給、維持及び保全並びに良好な住環境を確保するため、必要な専管の組織の整備を進める。

(財源の確保)

第 30 条 区長は、住み良い住宅の供給、維持及び保全並びに良好な住環境の形成を計画的に推進するため、必要な財源の確保に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 19 日条例第 55 号)

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料4 住生活基本法

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 基本的施策（第11条—第14条）
- 第3章 住生活基本計画（第15条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条・第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第一条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「住生活基本計画」とは、第十五条第一項に規定する全国計画及び第十七条第一項に規定する都道府県計画をいう。

2 この法律において「公営住宅等」とは、次に掲げる住宅をいう。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（以下単に「公営住宅」という。）
- 二 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構が貸し付ける資金によって建設、購入又は改良が行われる住宅
- 四 独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸又は譲渡を行う住宅
- 五 前各号に掲げるもののほか、国、政府関係機関若しくは地方公共団体が建設を行う住宅又は国若しくは地方公共団体が補助、貸付けその他の助成を行うことによりその建設の推進を図る住宅

（現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等）

第三条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理（以下「供給等」という。）が図られることを旨として、行われなければならない。

（良好な居住環境の形成）

第四条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われなければならない。

（居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進）

第五条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られることを旨として、行われなければならない。

（居住の安定の確保）

第六条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第七条 国及び地方公共団体は、第三条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、基本理念にのっとり、住宅の品質又は性能の維持及び向上に資する技術に関する研究開発を促進するとともに、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上を図るため、これらの技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（住宅関連事業者の責務）

第八条 住宅の供給等を業として行う者（以下「住宅関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが住宅の安全性その他の品質又は性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、住宅関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る住宅に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第九条 国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、地域において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他の関係者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本的施策

(住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化)

第十一条 国及び地方公共団体は、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の供給等が図られるよう、住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした改築の促進、住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、住宅の管理に関する知識の普及及び情報の提供その他住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のために必要な施策を講ずるものとする。

(地域における居住環境の維持及び向上)

第十二条 国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備)

第十三条 国及び地方公共団体は、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られるよう、住宅関連事業者による住宅に関する正確かつ適切な情報の提供の促進、住宅の性能の表示に関する制度の普及その他住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民の居住の安定の確保が図られるよう、公営住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給等、高齢者向けの賃貸住宅及び子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 住生活基本計画

(全国計画)

第十五条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。

2 全国計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

- 二 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
- 三 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
- 四 前号の目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策であって基本的なものに関する事項
- 五 東京都、大阪府その他の住宅に対する需要が著しく多い都道府県として政令で定める都道府県における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。
- 5 国土交通大臣は、全国計画について第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。
- 6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画に係る政策の評価）

- 第十六条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、全国計画を定めなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として、全国計画を定めなければならない。

（都道府県計画）

- 第十七条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
 - 三 当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
 - 四 前号の目標を達成するために必要と認められる当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項
 - 五 計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量
 - 六 第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県にあっては、計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交

通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、第二項第五号に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

6 都道府県計画は、国土形成計画法（昭和三十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画及び社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画との調和が保たれたものでなければならない。

7 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（住生活基本計画の実施）

第十八条 国及び地方公共団体は、住生活基本計画に即した公営住宅等の供給等に関する事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、都道府県計画の実施並びに住宅関連事業者、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他の者（以下この項において「住宅関連事業者等」という。）が住生活基本計画に即して行う住生活の安定の確保及び向上の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、住宅関連事業者等が住宅の供給等について講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社は、住宅の供給等又は住宅地の供給に関する事業を実施するに当たっては、住生活基本計画に定められた目標の達成に資するよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力）

第十九条 関係行政機関は、全国計画に即した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備その他の施策の実施に関し、相互に協力しなければならない。

（資料の提出等）

第二十条 国土交通大臣は、全国計画の策定又は実施のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又は当該行政機関の所管に係る公営住宅等の供給等に関し意見を述べることができる。

第4章 雑則

(住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表)

第二十一条 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(権限の委任)

第二十二条 この法律に規定する国土交通大臣及び厚生労働大臣の権限は、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより地方整備局長又は北海道開発局長にその一部を、厚生労働大臣の権限にあっては厚生労働省令で定めるところにより地方厚生局長にその全部又は一部を、それぞれ委任することができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(住宅建設計画法の廃止)

第二条 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）は、廃止する。

(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

新宿区住宅マスタープラン

印刷物作成番号

2017-17-4014

平成30年1月発行

編集・発行

新宿区都市計画部住宅課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話 03(5273)3567(直通)

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

